

女院附武家考

横田信義

はじめに

一般に寛永期に整備されたという江戸幕府の職制あるいは役職研究は¹⁾、いまだ個別研究の段階にある。その意味はこれが江戸幕府の職制であるという、全体像を示せる段階にはないということである。個別論文のある職制は大老、老中、若年寄、寺社奉行、勘定奉行、巡見使、江戸町奉行、代官、佐渡奉行等々で、比較的史料の残存がよいものである。しかし、これらとてその内容や將軍権力との関わり、人選の基準などすべてにわたって解明されているわけではない。江戸時代後期の役職の変遷と大要についてはすでに発表されているが就任者の統計的な羅列にすぎない²⁾。江戸幕府の職制の研究は不十分であるといえよう。もとより女院附武家の研究は管見の限りなかった。

女院附武家は、元和6(1620)年5月に將軍徳川秀忠の娘、徳川和子の入内に際して設置され、東福門院の崩御によって延宝6(1678)年6月に廃止されたものであるから、59年間の機関である。ちなみに和子の呼称の変化に従って女御附・東福門院附・女院附・女院御所附・大宮附・中宮附・大后附などといわれているが、ここでは職制を表現する場合は女院附武家で統一し、和子本人を表す場合は東福門院と表記した。

この間には、寛永20(1643)年に禁裏附武家が新設され、女院附武家の現職から転出している役人がある。つまり、女院附武家の研究は幕府の職制の研究にヒントを提供するに違いない。なによりも、江戸時代初期で消滅した役職であるので、その補任者すら確定していないし、職務内容も不明である。本稿の目的はその解明にある。総じて女院附武家の全体像を明らかにすることである。まず初めに、女院附武家の研究史を振り返る作業からおこなおう。

一 女院附武家の理解

幕府の職制を調べたり、就任者を知るには『柳宮補任』が比較的簡便に利用されてきた³⁾。しかし、村井益男氏は「この職についての『吏徴』附録『柳宮補任』の記載は誤りが多い⁴⁾と指摘している。また、『古事類苑』も幕府の職制を検索するのには便利である⁵⁾。しかし、女院附武家の説明には

〔吏徴附録 廃職〕女院附武人 寛永二十年癸未八月晦日、始置二人、各與力五騎、同心十三人、延宝六年戊午月日、廃當職

とあって、後述するが、実態とはかなり異なる。要するに女院附武家の研究論文が無いので一般的な共通理解が得られていないのが、現状であろう。

それでは、次に論の展開上、まず徳川和子の履歴についてと女院附武家の就任者の確定とその変遷をみよう。なお、断らない限り史料は『寛政重修諸家譜』（以下『寛政譜』）⁶⁾『台徳院殿御実記』『大猷院殿御実記』『敵有院殿御実記』『常憲院殿御実記』を使用する⁷⁾。

徳川和子の履歴は『徳川幕府家譜 乾』⁸⁾及び『幕府祚胤伝 三』⁹⁾を参照してまとめると次のようである。数字は年齢である。

東福門院・徳川和子について

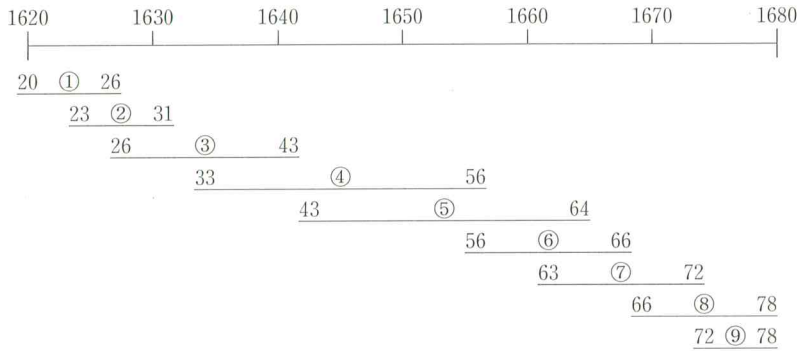
慶長12(1607)年10月4日、江戸城に誕生①。父は徳川秀忠。母は正室浅井氏。同19年4月20日、入内の宣下⑧。元和6(1620)年5月8日、江戸城発駕⑭。同28日、京都二条城に到着。同年6月6日、後水尾天皇の女御として入内。同8年11月19日、額直・袖塞⑯。同9年12月19日、姫宮降誕(興子内親王,明正天皇)本日より国母様と称す⑰。寛永元(1624)年11月28日、皇后(中宮)となる⑱。同6年11月8日、興子即位し明正天皇となり、翌日、女院となり東福門院と称す㉓。延宝6(1678)年6月15日、崩御⑳。泉湧寺に葬送す。つまり、東福門院に附属された幕臣を女院附武家と呼称するのである。

二 女院附武家の就任者

女院附武家の任命者は管見の限り9名である。かれらを列挙する¹⁰⁾。年号の西暦はすべて1600年代であるので、下二桁のみを記す。

氏名	任官	年令	退官	年令
① 弓気多昌吉	元和6(20)年5月	50	寛永3(26)年5月	56 死亡
② 大橋 親勝	元和9(23)年 是年	58	寛永8(31)年9月	66 死亡
③ 天野 長信	寛永3(26)年9月5日	40	寛永20(43)年8月晦日	57 禁裏附に
④ 大岡 忠吉	寛永10(33)年2月19日	46	明暦2(56)年4月16日	70 死亡
⑤ 野々山兼綱	寛永20(43)年8月晦日	53	寛文4(64)年4月6日	74 致仕
⑥ 橋 政郡	明暦2(56)年8月朔日	52	寛文6(66)年4月晦日	62 死亡
⑦ 野々山兼周	寛文3(63)年11月8日	51	寛文12(72)年3月22日	60 死亡
⑧ 梁田 直次	寛文6(66)年8月16日	不明	延宝6(78)年6月15日	女院崩御
⑨ 久保 勝時	寛文12(72)年5月29日	50	延宝6(78)年6月15日	56 女院崩御

この9名の就任期間を簡略に図示したのが次の図1である。



〈図1〉

図1をみると、① 弓気多昌吉と③ 天野長信は、二年間一人でこの任にあったこと、その一方で、⑤ 野々山兼綱、⑥ 板橋政郡、⑦ 野々山兼周は一年間ではあるが三人で勤務している。これについては、次のような事情があった。野々山兼綱と同兼周（一説に兼吉）は父子である。『寛政譜』には、「寛文3年11月8日父に副て、女院御所に勤仕すべきおほせをかうぶり」とあり、『嚴有院殿御実記 巻27』寛文3年10月8日条に「女院附野々山丹後守兼綱老衰して職辞すといえども。女院ゆるし給はねば、其子新番新兵衛兼吉上洛して。父の職を摂すべしと命ぜらる。」とみえる。ここから、二つのことが、指摘できる。一つは、老衰の父を介護しつつ仕事の引継ぎをしていること。父子の伝承はこの一例のみであること。二つ目は、女院附武家の任免に東福門院の意向が関わっていることである（後述）。

③ 天野長信は① 弓気多の代わり、⑤ 野々山は天野の後継。⑥ 板橋政郡は④ 大岡忠吉の後継者であることは確かである。⑧ 梁田直次は⑥ 板橋の後継者。⑨ 久保勝時は⑦ 野々山兼周の後継者であることが知れる。これらのことから、一応「定員二名」と言えそうだが、時によって一名であったり、三名であったりと必ずしも厳密に二名であったわけではなさそうである。なお、就任時の平均年齢は⑧ 梁田直治の生没年が不明なので、八名を例にすれば、丁度50歳になる。当時50歳は高齢者に属するであろう。しからは、かれらの職務内容とはいかなるものであろうか。次にそのことを説明していこう。

三 女院附武家の職務

女院附武家は職務上どこに位置付けられ、どの直属支配下にあるのだろうか。次の四つの史料から敷衍してみる。『大猷院殿御実記 巻8』所収① 寛永3年10月4日条、② 同5日条、③ 同7年7月13日条、④ 同20年9月朔日条を使用する。煩雑を厭わず史料を挙げる。

① 中宮の令條御黒印もて仰出さる。その文にいふ。門の出入。男女とも酉牌をかざるべし。

此時を過ば。たとひ券ありとも通すべからず。女房は権大納言。右衛門佐両局の券に。執事天野豊前守長信。大橋越後守親次（勝）その背に印記し。出入なさしむべし。洛中に父母兄弟あらん女は。正五九月一日給暇せしめ。其日かへらしむべし。女は上下によらず臥病のとき。其病の浅深を診察せしむ。重くば出すべし。神社仏宇へ詣づる事かたく停禁す。撰録。竹園。清華。其外月脚雲客及び諸侯謝礼に参るとき。女房対面すべきは。権大納言。新大納言の兩人出べし。されど京職板倉周防守重宗が指揮にまかすべし。寺社の輩は禁中の制の如くたるべし。されどこれも周防守重宗が指揮のまゝたるべし。医員は参内せる輩のみ。豊前守長信。越後守親次（勝）が伺公所迄参るべし。他より使來るとき。女房出会せずして叶ひがたからんには。出羽。うつみ。河内の三人出会すべし。市人竝に諸工人及び婦女などの用度奉るもの。男は兩執事伺候所迄まかり。婦女は権大納言。新大納言の局迄通すべし。遊観の類一切なさしむべからず。もし 主上叡覧あらせ給ふ時は。制の限に非ず。公家の輩へ男女饗応に招かるゝ時。女は一切まかるべからず。されどその故あらんには。周防守重宗に告て指揮に任すべし。もしさがたき故あらば。執事兩人奥迄罷るべし。男女はしりこみ一切ゆるすべからず。もし申旨あるに於ては。周防守重宗がもとへ引渡すべし。奥の庭上の酒掃。男入られざる處は。女をして掃除せしむべし。賄方の事は別記（此記欠）の如し。諸局の爐は執事兩人相はかり。石爐に命ずべし。且鐵提燈兩人より注記して出せしまゝ調ふべし。此旨をそむくべからず。具には奉書にのするものなりとぞ。

② けふも同じ宮中女房の事を。板倉周防守重宗。土井大炊頭利勝。井上主計頭正就。永井信濃守尚政。連署して令せしは。上下の女房父母の正忌には。宮中をまかんでて別野にあるべし。喪制かあるは病臥のとき。父母兄弟なからん者は。是も別野にまかるべし。子又は兄弟ありとも。幼稚ならんにはつかはすべからず。日帰の女房は其日の暮に改むべし。岡。大貳。能登及び喪使三人は。いでずして叶はざらん時のみ出べし。親子兄弟病病のとき。危篤に及ばゞ遣はすべし。此旨守るべしとなり。

③ 京職板倉周防守重宗上洛するにより仰出さるゝは。女一宮御即位の事。（中略）御讓位の後は 中宮御所の定制も。院中の制にしたがうべし。撰家。親王。門跡の輩。中宮の御所へまうのぼる時は。権大納言の局出て待接すべし。其外の公卿は。表使の女房及び天野豊前守長信。大橋越後守親勝はからふべし。武家官位の事。傳奏を経ずして。禁中より仰出されざるやう叡聞に達すべし。前令の如御料壺萬石の内にて。一年の公事を執行ふべし。されど非常の事務はこの限にあらず。当長橋局の領地はうけとりわたさるべし。（中略）また 中宮御所樽返しの事。一倍は無用たるべし。いささか数をまして。樽以下美麗になすべし。

④ 禁裏附高木善七郎守久。天野豊前守長信に御黒印の條約を下さる。其文にいふ。禁中の

事は長橋局並に両傳奏へ伺ひて。先々の作法を守り。万事京職板倉周防守重宗指揮に任すべし。何事によらず守久。長信商議し。若し思慮に及びがたき事あらば。京職にうかがひて決すべし。つかふまつる所各別といへども。おもふ旨あらば 女院附大岡美濃守忠吉。野々山新兵衛兼綱。新院附榊原一郎右衛門元義。中根五兵衛正次と相互にはかりあふべし。官位其外表だたしきことは傳奏の職なれば。兩人密奏なすべからず。(中略)会計は兩傳奏並に京職に告て。其年限りに極せべし。奥方並に庖所等費用は。其吏より兩人に達し。兩人査檢のうえ其年限に会計を極め。其簿書を京職のもとへ呈すべし。堂上及び女房等並に地下諸役人に至るまで。先規の作法をそむくものあるか。又は新奇のことは。京職に告て江府へ聞えあぐべしとなり。また新院附榊原一郎右衛門元義。中根五兵衛正次に下さるる御黒印の文には(中略)。周防守重宗にはかり指揮に任すべし。又其品によりては。 新院の傳奏へもはかりあふべし。そのつかさどる所各別たりといふとも。思ふ旨は禁裏附。女院附の四人と相互に會議すべし。官位昇進の輩並に寺社諸工受領等の謝として 院参の時は兩人謁すべし。(中略)すべて御遊観のこと 新院御所にては一切無用なるべし。禁裏。仙洞。女院御所にをいて。御一同に御覧じ給ふはくるしからず(下略)。

史料①は「中宮(東福門院)に仕える男女が守るべきこと」が示されているものである。具体的には、使用者が病気の時はどう扱うか。また、訪問者があった時、誰がどこで対面するのが決められている。周知の通り、御所は「表」と「裏」に別れていて、執務をしたり、人とあったりする場所が「表」で「裏」は私的生活の場である。それ故に、「裏」への立ち入りは当然厳禁である。その確認をされていて、男性の立ち入り禁制の場所の掃除は女性でおこなうように決めてある。一方「遊観の類」は「主上」のお渡りがあった時以外は厳禁。この法度では女院附武家だけで判断不可能な事態が起きた場合は、すべて「京職つまり京都所司代」の板倉重宗の指揮に従うことが決められている。しかも繰り返し京都所司代の指揮に従うよう強調しているのは、女院附武家は京都所司代の支配下にあったことを示していよう。また、女院附武家の執務の場所が女院御所内にあつて、そこを「伺候所」と称していること等が知れる。

史料②は史料①の出された翌日の発布で、前日から漏れたものの追加条文になる。具体的には、勤務者の服喪中や病氣中の扱いの取り決めである。

史料①②の発布された背景を考察する。この年5月20日、大御所徳川秀忠が上洛する。その到着を確認するように將軍徳川家光が7月12日、江戸城を発し途中久能山に詣でるなどして8月2日入洛し、二条城に秀忠を尋ねたあと、新しく建てられた淀城に入っている¹¹⁾。この上洛は幕府の総力を結集したと思えるほどの大行列である。この間、7月26日には「大坂城中定番の定制」つまり大坂城定番制を発している。史料①②は京都、大坂にある幕府の職制に対する法制度の整備の一貫にあつたと考えられる。史料①の最後に「具には奉書」でとあるのは、いずれ老中奉書に認めて通達するという意味であろう。ちなみに、後述するが、9月5日、天野長信は中宮附兼中宮

少進に任ぜられるが、翌6日に東福門院の二条行啓があり、その行列も見事でその供の一団に「天野豊前守長信。大橋越後守親次(時)は中宮少進たるを以て列し。権少進。大属少属これに従ふ。以上五人は狩衣に唐綾下襲。皆指貫なり。」と出てくる(大猷院殿御実記 巻7)。ところで、同史料の12月18日条に「中宮附大橋兵右衛門親勝爵賜はり。越後守と改む(寛政重修譜)」とあり、この記事の通り、すでに同年9月6日には越後守と名改めしているので矛盾する。『寛政重修諸家譜』の誤りであろうか。

このように、当史料①②は京都で発布されたものである。

史料③は寛永7年7月の発布で、女院御所の制が、娘の明正天皇の御所の制に準ずることを決めたものである。女院附武家③天野長信と②大橋親勝は摂関家・親王・門跡以外の公卿の訪問について計らうこと。年間の予算は一万石で賄うのが原則だが、非常の場合はこの限りではないこと。頂き物のお返しは倍返しにはしないなど細かいことまで決められている。

しかし、ここで注目すべきことは「武家官位の事」について触れている点である。幕府は「武家傳奏を経ずして、禁中より(願いを)出すことが無いよう」女院=東福門院より明正天皇の御所へ言い聞かせて欲しいと江戸より帰洛する京都所司代板倉重宗に命じたものである。当然、女院御所も同じであろう。

寛永7年とはどのような年だったのであろうか。それは、明正天皇の譲位がいずれ訪れることに対するものでなかろうか。

史料④は寛永20年9月朔日に「禁裏附武家」が新設されたのに従って作成された禁制である。こちらの定員は二名である。その一人が③天野長信でこの時57歳。女院附武家からの転出である。禁裏附武家の役所も京都所司代の支配下にあり、もし、「思慮に及びがたい事」があれば、女院附武家④大岡忠吉・⑤野々山兼綱と相談することとある。しかし、ここでも「官位そのほか表だたしきことは」武家傳奏の責任だから禁裏附武家の二人から天皇に「密奏」しては不可と釘をさしている。

改めていうまでもないが、史料①②は寛永3年10月のことで史料③は同7年7月、史料④は同20年9月の発布である。幕府と朝廷のありかたを「武家官位の制」から確認しておこう。江戸幕府は寛永20年8月諸大名及びその子弟が将軍に拝謁する際の序列を定めている¹²⁾。武家官位はこの序列と密接な関係にある。ところで、近世の武家官位の研究は、幕藩制国家における天皇・朝廷の位置付けの解明という問題意識のもとに研究が深められてきた。主たる研究対象はあくまでも「近世大名資格制」の解明にあった。従五位下を意味する諸大夫あるいはそれ以上はすべて幕府(将軍)から朝廷へ手続きがとられ、勅許を得て朝廷の官職・位階として叙任されている。すでに史料③で指摘した通り、幕府を飛び越して東福門院や禁中からの推薦があれば、将軍権力に大きな問題が発生する¹³⁾の意味をまた、年代を考慮すれば史料④の規定は重大な禁制になる。あくまでも、禁裏附武家への禁制に見えるが、これもすでに指摘したように当然女院附武家へも同趣旨の申し渡しと考えてよいし、そのような要求の拒否する根拠を与えたことにもなる。

ところで、幕府の職制には、諸大夫になりうる役職があったようである。今このこと自体について具体的な見解を用意していないが、天皇・中宮が無位無官の者と公式に会うことはないようなので、役柄とはいいながら女院附武家・禁裏附武家は諸大夫として名改めの必要があったのであろう。それでは具体的に9名の女院附武家の発令時と名乗を次に確認しておこう。

四 名 乗 考

氏 名	任 官	名乗	発令日	備 考
① 弓気多昌吉	元和6年5月日	摂津守	元和6年是年	従五位下に叙し内の昇殿許さる
② 大橋 親勝	元和9年	越後守	寛永3年12月18日	史料③によれば同年10月4日以前の管
③ 天野 長信	寛永3年9月5日	豊前守	寛永3年9月5日	中宮少進を兼ねる
④ 大岡 忠吉	寛永10年2月9日	美濃守	寛永10年是年	
⑤ 野々山兼綱	寛永20年8月晦日	丹後守	同日	寛永16年12月晦日布衣を許さる
⑥ 板橋 政郡	明暦2年8月朔日	志摩守	明暦3年12月28日	承応元年12月28日布衣を許さる
⑦ 野々山兼周	寛文3年11月8日	肥前守	寛文3年12月	
⑧ 梁田 直次	寛文6年8月16日	隠岐守	寛文6年是年	寛文元年12月28日布衣を許さる
⑨ 久保 勝時	寛文12年5月29日	和泉守	寛文12年是年	寛文2年12月27日布衣を許さる

この史料群からいくつか指摘できる。① 弓気多の例でわかる通り従五位下に叙されないと当然のことながら昇殿が赦されないこと、そして摂津守と名乗を改めたことである。他者も手続き上は同じであったと考えてよい。つまり任官後、日を置かずに叙任されていることである。しかし、⑥ 板橋の場合は一年四ヶ月間官位がなかったが厳密には布衣に列せられていた。橋本政宣氏は布衣について、「江戸幕府において、いわゆる武家官位として従五位下の下に位置づけられていたはずの『布衣』は含められていない。一体これまでの武家官位の研究は、この布衣を対象からはずして議論されてきたが、これは妥当ではない。」と指摘している¹⁴⁾。この布衣に列せられた人物が⑤ 野々山兼綱以降は全員に該当する。布衣に列せられた人物の中から女院附武家にふさわしい人選が機能し始めたのかもかもしれない。⑦ 野々山は先に見たとおり、世襲であったのだが父子ともに

名乗をたまわっている。いずれにしても、女院附武家は諸大夫となりうる役職であること、それは、朝廷に関わる役職であったことが指摘できよう。

次の課題はどのような基準で人選がおこなわれていたのかということである。そこで、9名の前職と女院附武家から転出していく先つまり、後職をみよう。あわせて、女院附武家の「役料」も確認したい。

五 女院附に至る職歴・後職と「役料」

	前職	後職	新恩	計
① 弓気多昌吉	目付	なし(死)	1,000石	2,010石
② 大橋 親勝	大番	なし(死)	1,000石	2,120石
③ 天野 長信	納戸番頭	禁裏附	1,000石	1,530石
④ 大岡 忠吉	昵近	なし(死)	300石	1,300石寛永20年 2,300石
⑤ 野々山兼綱	目付	致仕	530石	1,530石
⑥ 板橋 政郡	西城裏門番	なし(死)	700石	1,250石
⑦ 野々山兼周	新番	なし(死)	不明	1,530石
⑧ 梁田 直次	弘方納戸番頭	寄合	700石(断家譜)	1,500石
⑨ 久保 勝時	使番	寄合	700石カ	1,400石カ

この表からいえることは、全員が女院附武家への任官が初めての勤務ではなく、すでに何らかの「番」か「役」に就任していて想像するにその仕事ぶりや人柄などに問題のないことがわかっていただと思われること。また、後職については⑧ 梁田 ⑨ 久保は対象の東福門院の崩御によって「失職」したのであろう。残りの7人は③ 天野を除いてここが最終の勤務場所になっているのは、そもそも着任時の年齢が50歳位であったことを思い出せば容易に理解できる。勤務年数の長い順にあげると④ 大岡25年、⑤ 野々山22年、③ 天野18年、⑧ 梁田13年、⑥ 板橋11年、⑦ 野々山10年、② 大橋9年、① 弓気多・⑨ 久保が7年ということになる。長期間におよぶ勤務が期待されていたと考えられる。また、職務上知り得たことに対する守秘義務も当然あったであろうから、一定の年齢に達し、ほかに転出させない方針であったことが想像できる。例外の③ 天野は転出先が「禁裏附武家」、しかも京都所司代の支配下で、勤務場所の大幅な変更でもないし、加えて新設の役であるなどから禁中に慣れていたのでなかろうか。

「役料」については、女院附武家になったときの新恩は300石から1,000石で、最終的な家禄は1,250石から2,000余石である。③ 天野は寛永20年8月禁裏附武家の初代に就任した際、700石加増され、すべて2,530石余になった。④ 大岡も同年500石を加増され2,300石になったのは天

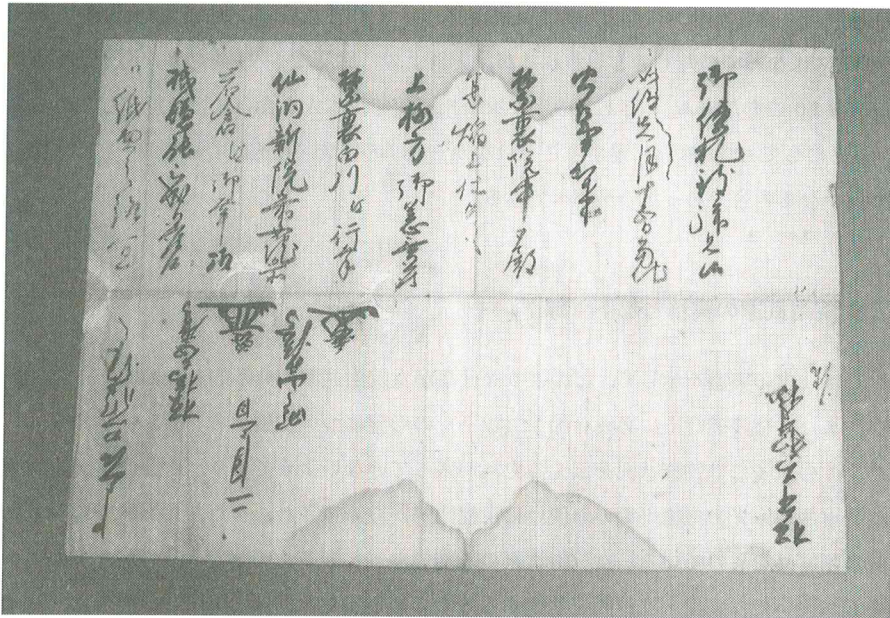
野との釣り合い上のバランスをとったものであろう。それを加味すると大岡は女院附の期間中に1,800石位にはなっていたものと思われるが、史料上では確認できない。なお、⑦ 野々山は「在洛の間月俸30口をたまふ。」とあるのは、家督相続前で、本人の食い扶持を意味しているのだろう。いずれにしても3,000石に達することはなかったようである。それでは2,000余石に見合う勤務とはいかなる内容であったのか調べてみる。

六 女院附武家の実務と部下（隊下）

ここでは仕事の実態を示して、どのような仕事が女院附武家の典型的なものであったのかを確認する。また、職務遂行上に必要な部下（隊下）の形態について調べる。

まず① 弓気多には勤務状況を伝える史料が残っていないようであり、実態不明。② 大橋は江戸城に將軍徳川家光の痘瘡平癒のお使いに東福門院から派遣され、また、大御所秀忠へも東福門院からの贈答品を届けている。女院附武家の任務でもっとも多く確認できるのが、このような東福門院のお使いで、京都・江戸間を往復するものである。たとえば③ 天野の場合は、寛永6年11月8日条に「主上にはかに御位を女一宮にゆづらせ給ふ」ということがあった。後水尾天皇には俄に讓位を決意し、女一宮つまり東福門院の所生であり、將軍家の血をひいた明正天皇への讓位というきわめて政治色の強いできごとがおこった。極秘であったことは「近侍の公卿といへども今日まで此事しるものなし。」という状況で、「中宮はわきてしろしめさざりしに夜に入て主上わたらせ給ひ、かくと告せたまへば、」と続いて記されている。東福門院は天皇自らの発言を聞いて、「驚き思召斜めならず」という有様であったという。そこで、東福門院は「急脚を関東にたてられ、」たが、そのみならず、「天野豊前守長信をもにはかにつかはされ、大御所へも御手書もて仰せ進らせられ」たのである。使者の派遣直後、天野が京を発し、大御所秀忠への手紙を持参した。天野はこれ以後、毎年のように京都・江戸間のお使いをはたしているが、さらに、寛永13年3月には將軍の日光社参の供奉をはたしている。この後、天野一人ではなく④ 大岡⑤ 野々山らも將軍家の日光社参の供奉や東福門院の代参に日光へ出向いている。とくに、⑤ 野々山は女院附武家に就任以前の目付時代に幕府から日光山へ派遣されているので、東福門院からもしばしば派遣され代参を命じられていた（慶安2年3月4日条、同4年5月6日、承応2年3月25日条など）。また、これら以外には將軍家への「病氣見舞い」、「御気色伺い」、「正月、節句の祝」や「火事見舞い」などに東福門院より派遣されてきた。

そこで、天皇を初めとした朝廷の様子や変わったことに対する幕府への報告がどのようなものであったのか、京都の「火事」、つまり皇居炎上と主上、東福門院の動向を報告した古文書があるので、それを示す¹⁵⁾。



御使札致拝見候,」如仰先月十五日當地,」火事出来,」禁裏院中御殿,」盡焰上仕候とも,」上様方御恙無御座,」禁裏白川江行幸,」仙洞新院御所女院御所,」岩倉江御幸御,」機嫌能被成御座候,」御紙面之趣宜,」(折紙見返)申上候,」恐惶謹言,

板橋志摩守

政郡 (花押)

二月三日

野々山丹後守

兼綱 (花押)

松平大和守様

万治四年(改元4月25日寛文元年)1月15日, 関白二条光平の室賀子内親王家の台所の失火から御所・仙洞御所・女院御所を焼き, 新院を焼き払い, 周辺の公卿邸119軒, 16社寺, 民家558軒が焼亡。大火というべきであろう。後西天皇は白川照高院へ, 後水尾上皇は東福門院や女御, 女三宮とともに岩倉実相院へ, 明正上皇は修学寺へ移られたことを報告した書状である。ところが, この時の宛所の「松平大和守」がわからないのである。しかし, 四代將軍徳川家綱の側近に後に老中に就任する「久世大和守広之」がいる。久世広之はこの時, 火事の後始末を命ぜられるから, この人物と混同したのかもしれないが, この後も久世には松平の称号は許されない。いずれにしても, このように, 女院に関わる重大事の幕府への報告は女院附武家の最優先事項である。

次に女院附武家の組織(部下)を調べる。

① 弓気多 ② 大橋については部下や組織としての女院附についての記録は見当たらない。③ 天野 ④ 大岡に、幕府は寛永17年10月16日、「与力5騎・同心30人づつ新に附属せらる」とある。ところが、④ 大岡には寛永20年8月晦日、ふたたび「与力5騎・同心30人を加えられる」とあるので、結局かれには「与力10騎・同心60人」が附属していたことになる。同日 ⑤ 野々山も「与力5騎・同心30人附属せられ」たのである。野々山は着任と同時に「与力・同心」が附属したことになる。これが、前例になったのではない。⑥ 板橋 ⑦ 野々山には「与力・同心」を附属された記録はない。ところで、⑧ 梁田・⑨ 久保には延宝3年5月2日、「在京の役人官宅修理の料をたまふ。(中略)女院附久保和泉守勝周、梁田隠岐守直次は七貫目」と出てくるが、「与力・同心」の附属の記録はない。

これを考察すると、就任者全員に「与力・同心」が附属されたのではないということである。また、④ 大岡 ⑤ 野々山の寛永20年8月晦日はこの日に新設された「禁裏附武家」と無関係ではなかろう。『大猷院殿御実記』の記事は「目付高木善七郎守久。女院附天野豊前守長信 禁裏附命ぜられ。目付野々山新兵衛兼綱は大岡美濃守忠吉とおなじく 女院附命ぜられ。ともに与力5騎。同心30人づつ附属せられ。」とある。つまり、禁裏附武家とのバランス上の処置であったのではなかろうか。ちなみにこの時、「新院附武家」を命ぜられた二人は「与力2騎。同心15人」が附属されていた。

七 女院附武家の就任時と東福門院の意向

女院附武家の人選に東福門院の意向はどの程度反映出来ていたのであろうか。⑤ 野々山については寛文3年10月8日「女院附野々山丹後守兼綱。老衰して職辞すといえども。女院ゆるし給はねば。其子新番新兵衛兼吉上洛して。父の職を撰すべしと命ぜらる。」とみえる。結局、兼綱は翌寛文4年4月6日になって「老免す」となった。74歳であった。そして、同年6月23日「寄合野々山丹後守兼綱致仕し、長子女院附肥前守兼吉家をつぎ。庇蔭料400石を(中略)養老料に下さる。」とようやく「致仕」つまり隠居がなかったのである。⑥ 板橋をみよう。『実記』には「禁裏附板橋志摩守政郡大病により。長子与五左衛門季盛看侍のいとま給ふ。」と記録されている。しかし、『記録御用所本 古文書上』三六に次の史料が掲載されていてかなり詳しい情報を提供してくれる¹⁶⁾。

其方事、自去年夏中、少々胸痛候処、従先月始食事遂兼候付而、遂養生、雖少給候、干今食事差越付候(まま)、依之同姓与五左衛門罷登候之様、被成度之旨、女院御所様為 仰従宣旨殿、綾小路殿申来候、其趣及 上聞、与五左衛門儀、被下御晦(まま)被遣之候、無油断療養專要候、委曲与五左御門可令演説候、恐々謹言、

久 大和守

広之御判
 三月七日 阿 豊後守
 忠秋御判
 酒 雅楽頭
 忠清御判

板橋志摩守殿

これは酒井忠清・阿部忠秋・久世広之という当時の幕閣の実力者から ⑥ 板橋政郡に宛てた書状である。その内容を見れば、東福門院の方から幕府へ板橋政郡の息子の派遣願いを出している返事であることは明らかである。

東福門院は近侍する「宣旨殿、綾小路殿」を江戸に派遣し、その意志を伝達させている。それが「女院御所様為 仰」という表現になっているのだろう。しかし、子息の季盛はこの時、父の介護のために上洛をしているが、結局女院附武家には就任していない。ところで、季盛は延宝4年6月26日、東福門院の御不豫に幕府から派遣され、病氣見舞いの使者となっている¹⁷⁾。このように、⑤ 野々山 ⑥ 板橋の例をみると女院附武家については、東福門院みずからの意志や考え方を率直にいうことがあったようである。

八 その他の女院附について

『寛政重修諸家譜』巻第千三百十六の三宅正勝譜は「玄蕃頭 元和六年六月東福門院入内のとき附属せられ、御賄頭となりて御納戸の頭を兼、寛永8年7月22日京師に在りて死す。年五十五。」と伝える。その子陳忠譜は「玄蕃、父に継て東福門院に仕へてまつり、御賄頭をよび御納戸頭をつとめ、現米百石、月俸十口をたまふ。延宝六年崩じたまふにより、七年江戸に召れて小普請となる。元禄六年十月二日死す。」さらに、陳忠の子行賢譜には「権之助、東福門院の御所につかへてまつり、御納戸番をつとめ、のち父に先だちて死す。」とみえる。

後の史料ではあるが、寛永20年9月3日『大猷院殿御実記』のいわゆる禁裏附武家の新設に関わるものだが、「禁裡 新院に包所頭。賄頭各一人つけらる。」とみえるので、東福門院附のそれらも当然あったのであろう。ところで、東福門院には「包所頭」等の記録は今のところ確認できない。しかし、賄頭は三宅正勝らが就任していたと考えてよからう。

女院附武家について『断家譜』¹⁸⁾に都築正忠(巻十三)とその子正親が「東福門院様御附六人衆被仰付」と出てくるが、傍証がなく、また人物に錯綜する点が多く、東福門院とは関係なさそうである。あと一人、今井信盛譜(同巻二)に「(前略)台徳院様御代御徒目付、賜百五十俵、其後東福門院宮御附(下略)」と記すが、かれは女二の宮附武家であり(『大猷院殿御実記』寛永13年12月9日条、同17年12月10日条)、誤解であろう。

おわりに

これまでの論証によって次のような結論が得られよう。

- 1 ① 弓気多以下 ⑨ 久保まで9名が任官していたと考えられること。その際、賄頭、庖所頭も任命されていたであろうこと。
- 2 定員は必ずしも二人ではないこと。まして二人が同時に任命されていることはない。
- 3 前任者が死亡した後に一人を就任させていること。
- 4 就任時の年齢は ③ 天野 ④ 大岡が40歳台であるが、平均は50歳と高齢者であること。
- 5 女院附武家の職務は、京都所司代の下部組織であり、東福門院のお使いを請けて京都・江戸間に出かけていること。天皇・女院以下の動静を幕府に報告すること。
- 6 女院附武家の就任に先だち、すでに他の役職を経験していること。
- 7 勤務年数が比較的長期間にわたっていること。そして、ここから次への役には就いていないこと。
- 8 女院附武家は諸大夫となりうる役職であったこと。また、「役料」はおおよそ2,000余石程度であり、決して3,000石以上にはならないこと。
- 9 女院附武家の人選などには、かなりの程度東福門院の意向が反映されていること。
- 10 「与力5騎・同心30人」の附属は必ずしも全員にわたってはいなかったこと。などを指摘できるであろう。

註

- 1) 松尾美恵子「江戸幕府職制の成立過程 — 初期留守居の補任者と職務内容の検討 —」(『幕府制度史の研究』所収 児玉幸多先生古希記念会編 吉川弘文館) 158頁 昭和58年
- 2) 笹間良彦『江戸幕府役職集成』(雄山閣出版 昭和40年) 6頁。本書は統計的な羅列にすぎなく、誤解もあるので、注意がいる。
- 3) 『柳営補任』(大日本近世史料五所収 東京大学史料編纂所編 東京大学出版会 1965年)
- 4) 村井益男「女院付」『国史大辞典』所収(吉川弘文館)
- 5) 『古事類苑』(官位部三 官位部七十二 京都役人) 吉川弘文館 昭和57年。普通項目を起れば、任官の役人名を一覧で示しているはずだが無い。ちなみに笹間良彦氏『江戸幕府役職集成』はこれを参考として書かれている(同書 雄山閣出版 昭和40年 264頁)。
- 6) 高柳光寿・岡山泰四・斉木一馬編『寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会 昭和41年)
- 7) いずれの史料も『徳川実記』(新訂増補 国史大系 第一篇～第六篇 吉川弘文館 平成2年)を使用した。なお、徳川実記研究会編『徳川実記索引 人名篇』(吉川弘文館 2003年)がある。膨大な索引の出版に感謝と敬意をいくら払ってもはらいすぎることはない。しかし、時として誤りや誤解があるので、使用上は注意が必要である。
- 8) 齋木一馬・岩沢愿彦校訂『徳川諸家系譜 第一』所収 46頁(続群書類従完成会) 昭和45年
- 9) 齋木一馬・岩沢愿彦・戸原純一校訂『徳川諸家系譜 第二』所収 64頁(続群書類従完成会) 昭和49年
- 10) 9名の『寛政重修諸家譜』は以下のとおりである。

- 弓気多昌吉 巻第 1104 大橋 親勝 巻第 1035 天野 長信 巻第 879
 大岡 忠吉 巻第 1062 野々山兼綱 巻第 110 板橋 政郡 巻第 541
 野々山兼周 巻第 110 梁田 直次 巻第 1210 久保 勝時 巻第 1038
- 11) 『本光国師日記』。藤井譲治『人物叢書 徳川家光』51～56頁(吉川弘文館 平成9年)
 - 12) 橋本政宣「近世の武家官位」(橋本政宣編『近世武家官位の研究』続群書類従完成会 平成11年 3頁)なお、布衣などを含め総じて武家官位の理解は同書に負うところが大きい。
 - 13) 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(岩波講座『日本歴史 10 近世2』1975年)7頁
 - 14) 12に同じ。
 - 15) 筆者蔵
 - 16) 下山治久編『記録御用所本 古文書上・下—近世旗本家伝来文書集』(東京堂出版 2001年)
 - 17) 『寛政重修諸家譜』巻第 541
 - 18) 齊木一馬・岩沢愿彦校訂『断家譜第一・第二・第三』(続群書類従完成会 昭和43年)